

釧路市パートナーシップ宣誓制度の概要について

1 趣旨

互いの個性や多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され自分らしく活躍し、すべての人が人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、性的マイノリティやその家族が抱える困難を解消するための施策として、「釧路市パートナーシップ宣誓制度」を開始する。

2 制度の概要

一方または双方が性的マイノリティ（性的指向が必ずしも異性愛のみではない者または性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者）である2人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市は宣誓が要件を満たしていることを確認したうえで、宣誓書受領証及び受領カードを宣誓者に交付する。

制度には法的拘束力はないが、制度の導入によって多様な性に対する理解が促進されるとともに、性的マイノリティ当事者や家族が抱える困難が解消されることを目指していく。

3 用語について

(1) パートナーシップ

互いに人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。

(2) 宣誓

パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

4 宣誓を行うことができる者の要件

以下のすべてに該当すること。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有する、または転入予定であること。
- (3) 配偶者がいないこと及び当該宣誓に係るパートナーシップ以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条から第736条の規定により、婚姻をすることができない者でないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者となった場合を除く。

5 通称名の使用について

性別の違和等によって、希望があり市長が特に必要と認める場合は、戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用して宣誓することができる。

6 子に関する記載について

一方または双方と同居し、生計を共にしている未成年の子がおり、希望する場合には受領証等に子の氏名を記載することができる。

7 交付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領カード

8 制度利用の流れ

①事前予約

- ・電話、来庁またはメールにより、あらかじめ宣誓日時を予約する。

②パートナーシップ宣誓

- ・必要書類を持参し、2人で市民協働推進課に来ていただく。

※会議室等の個室へ案内

- ・職員の面前で2人そろって宣誓書に記入する。(代筆可)

③宣誓書受領証及び受領カードの交付

- ・受領証と受領カードを、2人それぞれに交付する。

9 受領証の返還について

パートナーシップを解消するなど、要件に該当しなくなった時には、受領証等を返還する。

10 宣誓の無効について

要件を満たしていないことが判明した場合は、宣誓を無効とし、受領証等を返還する。